

## 東京都ボランティア活動推進協議会運営細則

東京都ボランティア活動推進協議会設置規約（以下、「規約」という）第 8 条に基づき、東京都ボランティア活動推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に必要な事項に関し、以下のとおり定める。

### （公開）

第 1 条 協議会及びその議事録は公開する。ただし、協議会会長（以下、「会長」という。）は、公開することにより率直な意見交換若しくは公平かつ中立な協議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、協議会及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

### （構成団体）

第 2 条 規約第 3 条に定める構成団体は会長が別途定める。

### （会議）

第 3 条 協議会の開催に際し、出席者には、報酬又は謝礼及び旅費又は出席のために要した実費相当等は支給しない。ただし、会長が必要と認めるときは、規約第 5 条第 2 項に定める者には、謝礼若しくは出席のために要した実費相当を支払うことができる。

### （分科会）

第 4 条 規約第 6 条に定める分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会を主宰し、会務を総括する。
- 3 大会関連ボランティア分科会の分科会長（以下「大会分科会長」という。）は、オリンピック・パラリンピック準備局長をもって充てる。
- 4 大会関連ボランティア分科会に属する構成団体は、協議会構成団体の中から大会分科会長がこれを指名する。ただし、大会分科会長が必要と認めるときは、構成団体以外の団体でも、会長に協議の上、分科会の構成団体とすることができる。
- 5 大会関連ボランティア分科会以外の分科会に属する構成団体は、会長がこれを指名する。
- 6 大会関連ボランティア分科会以外の分科会の分科会長は、各分科会に属する構成団体の互選による。
- 7 分科会の運営は、協議会の運営に準じる。
- 8 この運営細則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別途定める。

(部会)

第5条 規約第6条に定める部会はいずれかの分科会に属するものとし、各部会に部会長を置く。

2 部会長は、部会を主宰し、会務を総括する。

3 都市ボランティア検討部会の部会長は、オリンピック・パラリンピック準備局運営担当部長をもって充てる。

4 都市ボランティア検討部会以外の部会の部会長は、当該部会が属する分科会の分科会長がこれを指名する。

5 部会の構成団体は、当該部会が属する分科会の構成団体の中から、部会長がこれを指名する。ただし、部会長が必要と認めるときは、分科会の構成団体以外の団体でも、分科会長に協議の上、部会の構成団体とすることができる。

6 部会の運営は、協議会及び分科会の運営に準じる。

7 この運営細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別途定める。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、生活文化局都民生活部において処理する。庶務に係る費用は事務局において負担する。